2　国が法第十四条の規定により国有財産を無償で使用させることができる者は、組織委員会（法第八条第一項に規定する組織委員会をいう。以下同じ。）若しくは公益財団法人日本武道館（昭和三十七年一月三十一日に財団法人日本武道館という名称で設立された法人をいう。）又は財務大臣が定める者とする。

3　国が法第十四条の規定により国有財産を無償で使用させることができるのは、平成三十三年三月三十一日までを限度とする。

（派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額）

第二条　法第二十条第四項（法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。第一号において「読替え後の国共済法」という。）第九十九条第二項の規定により組織委員会及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一　組織委員会　当該派遣職員（法第十七条第七項（法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る読替え後の国共済法第九十九条第二項（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣職員に支給した報酬（読替え後の国共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る国家公務員共済組合法第四十二条第二項、第五項、第七項、第九項若しくは第十一項又は同条第十三項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣職員に支給した期末手当等（読替え後の国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二　国　当該派遣職員に係る組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

（派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例）

第三条　派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	五　国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号、第十四号又は第十六号に掲げる者で第一号から第四号の二まで又は前二号に掲げる者に準ずるもの	四の七　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員 五　国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号、第十四号又は第十六号に掲げる者で第一号から第四号の二まで又は前三号に掲げる者に準ずるもの
第十三条第一項第一号	若しくは受入先弁護士法人等が負担すべき	、受入先弁護士法人等若しくは組織委員会（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第八条第一項に規定する組織委員会をいう。次項において同じ。）が負担すべき
第十三条第二項	若しくは受入先弁護士法人等	、受入先弁護士法人等若しくは組織委員会
附則第八条第三項第一号	継続長期組合員	派遣職員（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第十七条第七項（同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員をいう。第六項において同じ。）である組合員、継続長期組合員
附則第八条第六項	継続長期組合員	派遣職員である組合員、継続長期組合員

（派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）

第四条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下この条において「地共済法」という。）第四十三条第二項の規定及び地共済法の短期給付に関する規定（地共済法第七十条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、法第十七条第一項の規定により組織委員会に派遣された警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（以下この条及び次条において「派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員（地共済法第百四十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下この項において同じ。）が派遣警察庁所属職員等となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をしたものとみなし、派遣警察庁所属職員等が地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に同項第一号に規定する職員となったものとみなす。

2　派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の長期給付に関する規定の適用については、組織委員会における特定業務（法第十六条第一項に規定する特定業務をいう。）を公務とみなす。

3　派遣警察庁所属職員等は、地共済法第五章に規定する福祉事業を利用することができない。

4　派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「及びこれに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第二条第一項第六号の項中「〔」とし、その他の職員」とあるのは〔」並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第百十三条第二項第二号及び第三号の項中「国」とあるのは「組織委員会及び国」と、「第百十三条第二項各号、第三項及び第四項」とあるのは「第百十六条第一項」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」と、「第百十六条第一項」とあるのは「第百十三条第二項各号、第三項及び第四項」とする。

第百十三条第二項第二号及び第三号	国	組織委員会及び国
第百十三条第二項各号、第三項及び第四項	地方公共団体	地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体
第百十六条第一項	地方公共団体	組織委員会及び国
第百十六条第一項	地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委員会及び国